

議案第7号

富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

非常勤特別職として委嘱していた認知症地域支援推進員、家庭相談員、母子・父子自立支援員等の職を整理するため、条例の一部を改正するものである。

富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表経営改革会議委員の項、認知症地域支援推進員の項、家庭相談員の項及び母子・父子自立支援員の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表経営改革会議委員の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。